

第31回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和3年2月5日（金）

15:30～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会



令和3年2月5日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部) の対応状況

1 開催趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更、並びに政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認

2 発生状況等

- ・別紙「新型コロナウイルス感染症の感染の状況について」(健康福祉部)のとおり

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）」に移行。

＜本部会議の開催状況＞

○令和2年

2月 第1回17日、第2回28日

3月 第3回11日、第4回18日、第5回23日、第6回25日、第7回26日

(移行後)

3月 第1回29日

4月 第2回2日、第3回8日、第4回9日、第5回14日、第6回17日、
第7回22日、第8回24日、第9回27日

5月 第10回5日、第11回11日、第12回14日、第13回27日

6月 第14回10日

7月 第15回10日、第16回31日

8月 第17回7日、第18回28日

9月 第19回16日

10月 第20回16日、第21回20日、第22回22日、第23回26日、
第24回30日

11月 第25回2日、第26回6日、第27回19日、第28回26日

12月 第29回21日

○令和3年

1月 第30回8日

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施（アンダーライン：前回本部会議から追加、変更等）

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について府内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ
県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について府内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料
の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう府内各部局に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度につ
いての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）について
の周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方につ
ける猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう府内各部
局に通知
- ・知事部局職員の在宅勤務の推進（4月22日～5月6日）について各所属へ通知
- ・総務省からの「特別定額給付金事業」について、各市町村における事務処理等
への助言及び交付金交付手続き等の取りまとめを実施
- ・法人関係税について、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までの申告
書の提出が困難な場合には、期限を延長できるよう取扱うことを周知開始（県
ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の
「特例制度」について周知開始（県ホームページ掲載）
- ・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金控除
の適用等について、県税条例を改正
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についての周知
を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る感染症等防疫作業手当の特例を定め、府内各
課に通知
- ・職場に関連したクラスター発生を防止するため、業務後の多人数での会食や飲
み会を避ける等の取組を呼びかける総務省からの通知を府内各課に周知

【企画政策部】

- ・新型コロナウイルス感染症関連情報について、県庁ホームページのトップに大
きなバナーや緊急情報欄を設け、情報へのアクセス性を高めるとともに、年度
当初の新聞、テレビ、ラジオ等の広報計画を調整し、県民に対する広報を実施
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る以下の動画を県庁Youtubeアカウントにてラ
イブ配信（①及び④、12月16日（水）～）及びオンデマンド配信するとともに、
当該動画を県庁ホームページ、Twitter、Facebookに掲載
- ①新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議における「知事メッセージ」動

画

- ②知事による「県民の皆さまへのお願い」動画
- ③健康福祉部長による注意喚起動画
- ④健康福祉部による新型コロナウイルス感染症患者発生報告動画
- ⑤県教育委員会による県立高等学校におけるクラスター発生報告動画
- ・令和2年度予算の予備費及び9月補正予算により、以下の広報を実施（4月～3月）
 - ①新型コロナウイルス感染症に係る総合サイトやTwitter広告による情報発信
 - ②感染症対策についての新聞広告やポスターによる注意喚起
 - ③テレビ・ラジオの情報番組とタイアップした広報及びラジオ30秒スポットCMによる広報
- ・青い森鉄道㈱において、利用者に直接応対する駅員及び乗務員は基本的にマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、駅の消毒作業及び車内の抗菌・抗ウイルス加工、適切な換気（6/26からは朝の時間帯の車内窓開け換気を追加）を実施
- ・JR及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに感染症の拡大を防ぐためのポスターを掲示
- ・JR主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送を実施（4月11日～5月末）
- ・各交通事業者の車内等へのポスター及びステッカー掲示による情報発信（5月補正予算計上、6月1日から実施）
- ・地域公共交通の維持のため「地域公共交通基盤維持特別対策事業」を実施（5月補正予算計上）
- ・4月11日から臨時休館していた三沢航空科学館を6月2日から再開
- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ&A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の維持・回復に取り組む市町村を支援するため「新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助」を創設（4月専決処分、9月補正計上、10月専決処分）
- ・新型コロナウイルス感染症の克服に向けた県民全体の気運醸成のため、高校生による感染拡大防止等に関する動画の作成・発信や、県民生活を最前線で支える方々への感謝・応援キャンペーン等を実施する「あおもりオベーション」を開始（5月補正予算、9月補正予算計上）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活意識等の変化を踏まえ、更なる移住促進を図るため、インターネット広告や動画によるプロモーション、オンライン移住イベント、市町村・民間の協働によるリモートワーカーの移住促進等に向けたモデル事業を開始（9月補正予算計上）
- ・国内航空路線の復便・維持を図るため、利用促進に向けた旅行商品造成支援や各路線のPR等を実施（6月補正予算計上）
- ・新しい生活様式を踏まえた県内公共交通機関の利用促進を図るため、各交通事業者が主体となった利用拡大や感染防止対策の取組を支援するとともに、車内

広告等を活用して新しい生活様式に関する情報を発信する「地域公共交通新生活様式対応促進事業」を実施（9月補正予算計上）

- ・路線バスにおける接触感染対策を図るための IC カード導入に係る経費を補助する「生活交通バス IC カード導入推進事業」を実施予定（9月補正予算計上）
- ・蟹田・脇野沢航路の利用促進を図るため、新しい生活様式に対応した津軽・下北半島周遊ツアーの実証運行を実施（9月補正予算計上）
- ・県内公共交通機関の利用促進を図るため、交通事業者で構成する団体が緊急的に実施する利用拡大に要する経費を補助する「地域公共交通新生活様式対応促進事業」を実施中（12月専決処分）
- ・青い森鉄道線における感染拡大防止対策支援を実施（9月補正予算計上）
- ・青い森鉄道線の利用促進に向けた県産品等のプレゼントキャンペーンや、全線開業 10 周年を記念する動画の作成、プロモーションを実施中（9月補正予算計上）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、青い森鉄道線の駅トイレの洋式化を実施中（9月補正予算計上）
- ・青い森鉄道線における外国人観光客の利便性を確保するための利用方法等を紹介する多言語対応のウェブコンテンツ作成を実施予定（11月補正予算計上）
- ・青い森鉄道線における接触感染対策を図るための IC カード導入に関する可能性調査を実施予定（11月補正予算計上）
- ・民間事業者との協働により、縄文をイメージした「新しい生活様式」を実践するための注意喚起 POP を作成、県内小売店、縄文関連施設等で掲示

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・4月18日から臨時休館していた白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターについて、5月21日から開館
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等を呼びかけ（県及び県消費生活センターのホームページに掲載、啓発用動画を作成して You Tube で配信）
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や、特別定額給付金を装った詐欺等に注意するよう呼びかけ（県及び県消費生活センターのホームページ、青森県庁 Twitter による情報発信、テレビ・ラジオ・新聞による広報、あおもりオベーションとの連携など）
- ・県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡を呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・在留外国人に対して、新型コロナウイルスに関連した消費者トラブル等が発生した場合の相談先等を周知するため、県が作成した「消費生活相談多言語リーフレット（英語版）」を県内の在留外国人支援関係団体（計 93 団体）に送付
- ・アピオあおもりにおいて、5/7 から貸室の利用人数制限（収容人員の半数以下）

を行うとともに、同日から利用休止としていたフリースペースや情報ライブラリーについて、座席の間隔を空けて 5/29 から利用再開

- ・アピオあおもりの貸室について、9月 19 日から 11 月 30 日までの間、大声での歓声・声援等が想定されないイベント・講演会等は、主催者が必要な感染防止対策を行った上で、収容定員の 100%以内での実施を可能とするとともに、50%以上の収容人数になる場合は、参加者のマスク着用率を 100%とするよう主催者に依頼
- ・青少年のインターネット利用の長時間化等が懸念されることから、青少年の安全・安心なネット利用対策に係る保護者向けの注意喚起を県ホームページに掲載
- ・県ホームページに、新型コロナウイルス感染症への対応に係るN P O 法人運営関連情報のページを新設
- ・白神地域の経済回復や県民等の心身リフレッシュ、世界自然遺産白神山地の価値や魅力の再認識を図るため、8月 1 日から来年 3 月 15 日までの間、様々な体験プログラムの利用料金が半額または定額割引となる「白神山地体験プログラム利用促進キャンペーン」を実施
- ・県環境保健センターにおけるP C R 検査体制強化を図るため、検査機器及び資機材を整備（9月補正予算計上）
- ・アピオあおもりにおける感染拡大防止対策を図るため、空調・換気設備を整備（9月補正予算計上）
- ・N P O 法人の「新しい生活様式」に応じた運営への転換に向けた I T 導入を支援（9月補正予算計上）
- ・臨時休校によるネットやS N S の利用時間増加に伴う若者の消費者被害防止のための実態調査や啓発活動等を実施（9月補正予算計上）
- ・オンラインによるリモートファンション甲子園の開催を支援（9月補正予算計上）
- ・インターネットを中心とする誹謗中傷を防止するため、ネット上の誹謗中傷を早期に発見・対応し、誹謗中傷の抑止を図る「S T O P ! コロナ誹謗中傷」ネット監視チームを環境生活部内に設置し、11月 4 日から活動開始

【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）

- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）
- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
- ・児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の購入費について国庫補助事業により補助
- ・各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
- ・以下について、令和2年度予備費対応
 - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入
 - 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
 - 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を取りまとめ、一覧を公表（県ホームページ）
- ・県民福祉プラザの貸館について、9月19日から2月28日までの間、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止対策を引き続き行うことを前提として、貸館部分の収容定員を100%以内とする（ただし、大声の発生が想定される行事等の場合は50%以内）。また、10月29日から当分の間、館内のフリースペースの利用を休止する。
- ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する緊急支援活動に対する緊急助成を実施（助成決定：51団体）
- ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応（サービス・職員の確保、調整等）を市町村に対し周知・依頼
- ・青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置・開催
- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設（青森市内）の確保
- ・介護施設等における感染防止等のための備品（マスクや消毒用エタノール）の配布
- ・院内感染を防止するため、医療機関におけるオンライン診療実施に要する経費を補助（5月補正予算計上）
- ・保健所における相談員の追加配置による体制強化（5月補正予算計上）
- ・環境保健センターにおける検査体制の強化（5月補正予算計上）

- ・児童福祉施設等における職員が新型コロナウイルス感染症により休暇等を必要とする場合の代替職員の手当費を補助
- ・厚生労働省が開設する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」等を通じて行う医療人材等の緊急的な確保を促進するための取組（緊急医療人材等確保促進プラン）の実施について各病院及び県医師会等へ通知するとともに県ホームページに掲載
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要する経費を補助（6月補正予算計上）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者等に対する慰労金及び宿泊施設の確保に要する経費の補助（6月補正予算計上）
- ・介護・障害福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策への支援及び利用者と接する職員に対する慰労金の支給（6月補正予算計上）
- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の診療体制の確保に要する経費の補助（6月補正予算計上）
- ・地域外来・検査センターの設置運営補助（6月補正予算計上）
- ・財団法人青森県育英奨学会が県補助により運営している大学入学時奨学金の貸付対象者に、予期せぬ事由（新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含む。）により家計が急変し、市町村民税所得割非課税相当となった世帯の者を追加
- ・新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化や医療提供体制の整備等に計画的に取り組むための「新型コロナウイルス感染症に係る医療確保計画」の策定
- ・医療機関の過度な受診控えについて、住民に対する必要な受診を促進するための周知広報への協力を市町村及び関係機関等に依頼するとともに県ホームページ及び県新聞広報に掲載、またリーフレット「上手な医療のかかり方」を全戸配布
- ・全自动PCR検査装置の導入（県環境保健センター）
- ・県民福祉プラザにおける感染症対策としての空調・換気システムの整備に要する経費を計上（9月補正予算計上）
- ・県立保健大学の学生の授業料減免に要する経費を計上（9月補正予算計上）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う小学校の臨時休業等により放課後児童クラブを特別開所するのに要する経費の補助（9月補正予算計上）
- ・児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の備品等の購入や継続したサービス提供体制の構築等に対する支援等に要する経費を計上（9月補正予算計上）
- ・市町村におけるオンラインによる健康相談体制等の早期導入のための体験セミナーやアドバイザー派遣等の実施
- ・妊婦向け新型コロナウイルス感染症検査費を補助
- ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応方針を市町村に対し周知・依頼
- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設（八戸市内）の確保
- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設（弘前市内）の確保

- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に対応する「診療・検査医療機関」による診療体制開始（12月1日～）
- ・介護福祉士養成施設等における感染防止等のための備品（マスクや消毒用エタノール）の配布
- ・介護サービス事業所等の管理者に対し、標準感染予防策と感染発生時の備えに関する研修（国の専用サイトで、10講座・合計100分程度の動画を視聴し、講座ごとにチェックテストを受けるもの）を、すべての職員に受講させるよう要請
- ・クラスターの発生を受け、改めて保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について市町村に対し周知・依頼
- ・新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部健康福祉部保健医療調整本部内に「ワクチン接種体制整備チーム」を設置（1月15日）

【商工労働部】

- ・中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・地域金融推進協議会において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・県内中小企業者への影響について、第5回目の調査を実施（10/19～10/30）
- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（+200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
- ・また、4/22付け専決処分により、融資枠を拡充（+670億円）するとともに、借入後3年間の利子補給及び信用保証料負担ゼロとする新しい制度を5/1から開始
- ・さらに、6/15付けで融資限度額を4,000万円（従前3,000万円）へ引上げるとともに、9月補正予算（+400億円）及び11月補正予算（+540億円）により融資枠をさらに拡充。2021/2/1付けで融資限度額を6,000万円（従前4,000万円）へ引上げ。
- ・青森県よろず支援拠点（21あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・21あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1から募集開始、5/25募集終了）
- ・3/25に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
- ・県立職業能力開発校における対策等
 - 施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底
 - また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、

来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施

臨時休業（4/20午後～5/6）

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対し、授業料（今年度分）免除の特例措置を実施

9月補正予算により、オンライン訓練実施に係る機器等整備に要する予算を措置

・商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出

・21あおもり産業総合支援センター（4/7付け）及び青森県知的財産支援センター（4/17付け）においては、原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替

※両機関とも適切な感染防止対策を講じた上で、窓口での相談応対や相談会等の業務を再開（6/1付け）

・青森県若年者就職支援センターの土曜日の相談対応について、5/2付けで窓口業務を休止するとともに、原則対面による面談からインターネット等での相談対応に切替

※土曜日の窓口業務を再開（5/16付け）

・商工団体等を通じて、県内企業に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における適切な感染対策の実施及び食料品・生活関連物資等の安定的な供給等に係る文書を発出

・4/24付けの特措法第24条第9項に基づく追加の緊急事態措置等の発表に関連し、4/26から県内中小企業者への協力金（※）に係る電話相談窓口を開設（相談対応時間は午前9時～午後5時）したほか、商工団体等を通じて、県内企業に対し、当該措置等の周知に係る文書を発出

※4/27付け専決処分により、特措法に基づく休業要請等に協力した対象施設を運営する県内中小企業者に対し、本県独自の協力金を支給する制度を創設。各商工会議所及び県商工会連合会へ委託し、5/7～受付開始、6/12受付終了、7/16支給完了（支給件数7,097件）

・商工団体等を通じて、県内企業に対し、本県における緊急事態措置等が変更され、5/7から実施される旨を周知する文書を発出

・県内飲食店における資金繰りの改善と消費喚起を図るため、商工団体が行うクラウドファンディング等を活用したプレミアム食事券のプレミアム分に対する補助制度を創設（県内各地域で実施中）

・青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議を開催（6/1～第1回、7/7～第2回）

・青森県新型コロナウイルス感染症経済対策方針を策定（7/31付け）

・商工団体等を通じて、県内企業に対し、5/27付けの特措法に基づく協力要請に係る文書を発出

・6/13付け国通知を受け、商工団体等を通じて、県内企業に対し、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドラインの周知等に係る文書を発出

・新型コロナウイルス感染症経済対策として、「新しい生活様式」に対応した事業

継続の支援や、オンラインの活用による就労支援の取組を実施中

- ・感染拡大の防止と事業の維持発展に向けて「新しい生活様式」の実践に取り組んでいる事業者に対し、青森県新しい生活様式対応推進応援金を支給(7/27～申請受付開始、12/24 支給完了、支給件数 21,379 件)
- ・7/3 付けで商工団体等に対し、青森県新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーの設置及び活用に係る文書を発出
- ・7/10 付け特措法に基づく協力要請の内容に係る行動制限等(ステップ③への移行)の留意事項について、商工団体等に対し、周知に係る文書を発出
- ・商店街組織あての「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」に係る周知について、市町村に対し依頼文書を発出
- ・10/26 付け国事務連絡「催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底」について、商工団体に対し、周知に係る文書を発出
- ・商工団体による事業者支援のオンライン化に対する支援や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する専門家指導の費用負担の軽減、ものづくり企業に対する生産プロセス・システムの改善・構築の取組に係る助成のほか、事業承継支援体制の強化や県内飲食店の需要喚起の推進、IT関連産業のサテライトオフィス立地の促進に係る取組を実施中
- ・また、県内中小企業者がテレワークやウェブ会議等の非対面型ビジネスに使用するためのパソコンの購入経費に係る助成や、離職者を正雇用して人材育成を行う企業に対する支援、休業者の兼業・副業や離職者等の再就職に向けた支援を実施中
- ・青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金 (10/19～申請受付開始、12/28 受付終了)
- ・県内離職者の再就職支援と人材不足分野等の人材確保を一体的に推進するため、「コロナ離職者等雇用促進庁内連絡会議」を設置 (11/20～第1回)
- ・12/11 付け国事務連絡「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項」について、商工団体等に対し、周知に係る文書を発出
- ・12/23 付け国事務連絡「『静かな年末年始』に関するメッセージ等の周知」並びに「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱」について、商工団体等に対し、周知に係る文書を発出

【農林水産部】

- ・県内グリーン・ツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知するほか、新型コロナウイルス感染症対策研修会等を開催
- ・農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後2週間を経過していない者への自宅待機等の要請や、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」への連絡等の呼びかけを依頼
- ・消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省からの通知を受け、県が行う肥料取締法に基づく各種手続についても弾力的運用等（申請書類等の受付期限の柔軟な対応等）を行うこととし、年末までに登録有効期限を迎える普通肥料登録業者に通知

- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・宮農大学校における対策等
 - 学生等に新型コロナウィルス感染症が発生した場合の対応を周知
 - 卒業式や入校式について、手指消毒の徹底等のほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
 - 令和2年度の入校説明会を文書通知に変更
 - 3月9日(月)から4月5日(日)まで、及び4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業(休日等含む)
- ・新型コロナウィルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。

また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。

- ・入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者が相談できる「農業労働力ワンストップ相談窓口」をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）
- ・県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5~7月に実施（令和2年度予備費対応）
- ・県内外の量販店・飲食店等における消費宣伝活動や小・中学校の給食への県産牛肉等の提供、公共施設等における花きの展示など県産農林水産物の消費拡大と販売を促進するほか、輸出先の市場変化や新たな国内需要に対応した食品製造設備の整備を支援（5月及び6月補正予算計上）
- ・木材需要の低迷に対応した県産材の流通対策及び林業事業体の経営強化を推進（6月補正予算計上）するほか、新たな生活様式に対応した県産材PRツールの整備等を実施（9月補正予算計上）
- ・新型コロナウィルス感染症拡大への対応として、県産野菜等の継続的・安定的供給に必要な設備の導入やスマート農業等の推進・試験研究に必要な機器等の整備を支援（9月補正予算計上）
- ・県産酒の消費回復を図るキャンペーンや県産日本酒の評価向上に向けた情報発信のほか、農泊需要の早期回復に向けた宿泊割引助成や感染症防止対策を周知するためのDVDの作成等を実施（9月補正予算計上）
- ・和牛肥育経営体が、県内の家畜市場から和牛肥育素牛を導入する際の経費の一部を支援（9月補正予算計上）
- ・新型コロナウィルス感染症の影響により、販売事業の取扱高が減少した漁協に対する利子助成（9月補正予算計上）

- ・中食・外食需要の低迷により販売が落ち込む業務用米等の需要拡大・認知度向上に向けた県産米フェアの開催（11月補正予算計上）
- ・年末年始の県産品の販売回復を図る「県産品を買って送ってスマイルキャンペーン」を実施（12月専決処分）

【県土整備部】

- ・各フェリー会社に窓口に多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター、青い森公園及びセントラルパーク内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・高速道路及び有料道路のサービスエリア・パーキングエリア・料金所、道の駅、ゆとりの駐車帯に、感染症対策周知のためのポスター掲示及びチラシを設置
- ・国土交通省からの通知を受けて、「都道府県をまたいでの不要不急の移動を控えるとともに、特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること」について、道路情報板やウェブサイト「青森みち情報」、県土整備部Facebookで呼びかけを実施
- ・高速道路や直轄国道に、感染予防策へ協力を求める横断幕を設置（5/13設置）。
- ・工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（これまで、工事2件、設計等の業務12件において一時中止や工期延長等の措置を実施）
- ・国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化

- ・国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・県営住宅入居者に対し、手洗い・咳エチケット・3つの密を避けることなど感染予防策について注意喚起するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により収入が著しく減少した場合等の家賃の減免・徴収猶予制度について周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者に対し、一時的に県営住宅を提供することとし、5月12日より受付を開始
- ・青森空港利用者の更なる安全・安心のため、空港内へサーモグラフィーを11月27日より設置

【観光国際戦略部】

- ・県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（J N T O）の連絡先を掲載
- ・在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化
- ・青森県観光物産館アスパムを4月25日～5月6日まで臨時休館（ハローワーカーキヤングプラザ等の公的施設を除く）
- ・中国大連市から寄贈されたマスク（約2万枚）を5月1日に受領し、危機対策本部に引渡し
- ・台湾台南市から寄贈された保護メガネ（300個）とマスクガスケット（400枚）を5月14日に受領し、危機対策本部に引渡し
- ・県民による県内大規模宿泊モニターキャンペーンなど早期の観光需要回復を図るために要する経費を計上（5月補正予算計上）
- ・県内企業の海外ビジネス展開を支援するとともに、プロモーション等で活用す

る動画の作成等を行うのに要する経費を計上（5月補正予算計上）

- ・浅虫水族館のイルカショーについて、2月29日から5月20日まで中止。5月21日からは平日のみ開催
- ・青森県立美術館（4/11～）、青森県営浅虫水族館（4/11～）、石ヶ戸休憩所（4/23～）について、5月21日より再開
- ・県内大規模宿泊モニターキャンペーン参加施設の募集を5月22日より開始
- ・中華人民共和国駐札幌総領事から寄贈されたマスク（1万5千枚）を5月27日に受領し、県内大規模宿泊モニターキャンペーン参加施設へ配布予定
- ・新型コロナウイルス感染症に係る今後の観光施策展開について、市町村観光主管課及びDMO法人との緊急意見交換会開催（6/5）
- ・「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度を6月19日より開始（10/18時点：480施設）
- ・県内大規模宿泊モニターキャンペーンの予約受付を7月3日より開始（宿泊対象期間：7/10～3/12）
- ・県内大規模宿泊モニターキャンペーンの対象人数を4万人泊分追加し、7月19日より予約受付開始
- ・観光事業者等に対する新型コロナウイルス感染防止対策セミナー開催（7月27～28日、県内4か所）
- ・県内観光イベント開催に係る感染防止対策指針（チェックリスト）を作成し、県内市町村宛てに通知（8/26）
- ・あおもり宿泊キャンペーンの対象地域を北東北3県（青森県、秋田県、岩手県）に拡大し、10月11日より予約受付開始
- ・以下の事業を実施（9月補正予算）
 - 観光施設等における感染防止対策に要する経費に対する補助
 - 観光バス・レンタカーにおける感染防止対策の実施及び取組の周知
 - 地域の祭り・イベントの新たなあり方の検討及び秋冬イベントでのモデル実証・検証
 - 浅虫水族館及び観光物産館アスパムにおける感染防止対策に係るシステムの導入
 - 浅虫水族館の使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額
 - 旅行商品の割引キャンペーン及び全国的な認知度向上に向けたプロモーションの実施
 - 修学旅行の誘致のための助成金の交付に要する経費に対する補助
 - 県内企業のオンラインを活用した海外ビジネス展開を支援するためのパソコンの整備
 - 県立美術館におけるホームページのリニューアル及び音楽劇アレコプレコンサートのライブ配信等の実施
- ・「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」に登録されている施設に対し、感染防止の注意喚起を送付（10/19）
- ・観光事業者等に対する青森県観光安全安心推進事業費補助金説明会開催（10月22～23日・26日、県内6か所）

- ・青森県観光安全安心推進事業費補助金の受付開始（申請期間：10/27～2月末日）
- ・以下の事業を実施（11月補正予算）
 - 観光ガイドにおける感染防止対策の実施
 - 青森県観光情報サイトのリニューアル
 - 県産品の輸出拡大を図るための商品情報データベースの作成、活用
 - 輸出量の維持・拡大に向けて緊急的に実施する青森りんごプロモーションの支援
- ・県内居住者限定の新たな宿泊キャンペーンを12月29日より予約受付開始（キャンペーン期間：1/1～1/31）
- ・1月末までの宿泊キャンペーンの期間を3月14日まで延長

【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施
- ・量子科学センターにおいて、新規利用申込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請を実施
- ・B A活動における国際学級について、感染症対策徹底の要請を改めて実施

【出納部】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内企業等の資金繰りを考慮し、側面的な支援として県の債務を通常の支払日より早く支払う。（5月から実施）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札書持参を要件としている財務規則を一部改正し、特例的に郵便による入札を認める。（5月公告又は通知分から実施可能）

【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における
 - 卒業式（感染防止対策を講じ実施）
 - 臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
 - 入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載

- ・児童生徒への学習支援等の必要な対策を講じた上で、県立学校を一斉臨時休業（4月20日～5月6日）
- ・ICTを活用した家庭学習支援（学習支援サービス・機器貸与）を実施
- ・県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について、県立学校へ通知し、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知するとともに、県立学校を5月7日から再開
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・青森県武道館を臨時休館（4月20日～5月6日）
- ・青森県近代文学館を臨時休館（4月24日～5月6日）
- ・青森県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月6日まで延期
- ・青森県立図書館、青森県総合社会教育センターを臨時休館（4月29日～5月6日）
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターの臨時休館を5月7日以降も継続（当分の間）
- ・青森県立図書館、青森県総合社会教育センターのサービスの一部を5月7日から再開（青森県近代文学館は5月7日以降も臨時休館を継続（当分の間））
- ・青森県武道館の一部の利用を5月7日から再開
- ・青森県営スケート場を5月7日から営業
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを5月21日から再開
- ・青森県近代文学館を5月21日から再開
- ・以下の事業を実施（5月補正予算計上）
 - 市町村立幼稚園等における感染拡大防止対策に要する経費に対する補助
 - 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、県立高校等の生徒に対し、奨学のための給付金を給付
 - 県立学校や文化施設等における感染拡大防止のための資材等の整備
 - 県立学校の一斉臨時休業に伴う給食費の返還やキャンセル料の支払い
 - 放課後児童クラブ等に対する県立図書館図書資料の貸出し
- ・以下の事業を実施（6月補正予算計上）
 - 特別支援学校における感染拡大防止のためのスクールバス増便
 - 公立小・中・高等学校、特別支援学校の臨時休業に伴い実施する補習や三密を避ける環境づくり等に対応するための教員等の配置
 - 県立高校の感染防止のための機器整備及び家庭との連絡体制強化
 - 開催中止となったインターハイ等の代替地方大会開催への支援
 - 低所得世帯の県立学校生徒の家庭学習に係る教育費負担を軽減するための支援
- ・以下の事業を実施（9月補正予算計上）
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による高等学校入学者選抜の追検査の増加に備え、追検査問題用紙等を増刷
 - 県立学校の生徒1人1台体制の構築に向けたPC端末の整備
 - 夏季における新しい生活様式に対応した学校教育活動推進のため、県立学

校に冷房設備を整備

- 県立郷土館の所蔵資料に係る動画や3D画像を制作し、インターネットを利用し情報発信
- 三内丸山遺跡センターの感染防止対策強化のため、ガイドアプリを作成及びキャッシュレス化のための機器を整備
- 近代文学館の感染防止対策強化のため、空気清浄機を整備
- 新型コロナウイルス感染症の影響による新総合運動公園、県営スケート場及び県武道館の使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額
- ・青森県武道館を臨時休館（10月26日～11月8日）、11月9日から再開
- ・以下の事業を実施（11月補正予算計上）
 - 県立学校における情報教育推進のための機器整備
 - 学校教育センター等におけるオンライン研修等の環境整備
 - 教育・体育施設における感染拡大防止のための設備整備
 - 公立幼稚園における感染拡大防止のための資機材購入に対する支援
 - 県立高等学校の産業教育における実習用機器等の整備
 - 県立学校における修学旅行のキャンセル料への支援
- ・県立高校におけるクラスター発生を受け、
 - 各校において感染防止対策が徹底されているか点検の上、冬季休業期間終了後の対策に万全を期すよう令和2年12月28日付けで通知
 - 感染拡大を抑え込むために、令和3年1月17日まで原則として県立学校の部活動に係る対外試合、合宿等の活動を禁止することとし、令和3年1月4日付けで通知
 - 当該校において感染した生徒等に対する教育長メッセージを令和3年1月5日付けで送付
 - 本事案を基に県立学校における感染防止対策の実施状況について検証を行い、教育活動実施上の留意事項として通知予定
 - 当面予定されている始業式等の実施等、検証に基づく通知までの間の感染防止対策の徹底について、令和3年1月6日付けで通知
 - 学校における感染防止対策に万全を期すため、県立学校及び私立学校を対象とした臨時校長会議を開催
- ・高校における部活動関係のクラスター発生を受け、令和3年2月28日まで、県立学校の部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等の原則禁止等について、令和3年2月1日付けで通知

【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイル

ス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

- ・運転免許更新業務等の休止（4月22日～5月17日）
- ・運転免許更新業務等を5月18日から再開
- ・獵銃等の所持許可の更新手続き等の緩和措置
- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が令和3年3月31日までの者、及び既に延長措置を行い、延長後の有効期間が令和3年3月31日までの者が対象）
- ・警察本部及び18警察署にフェイスシールドを配分
- ・警察本部に勤務する職員の新型コロナウイルス感染を受けて以下を指示
 - 警察本部庁舎及び十和田警察署内の全フロア共用部分及び各事務室の消毒徹底
 - 手洗い、手指のアルコール消毒、マスク着用の再徹底
 - 濃厚接触者22名の自宅待機
- ※ 22名全員のPCR検査結果陰性を確認
- ・警察本部、運転免許センター、弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、18警察署にサーモグラフィカメラを配分（8月3日から運用開始）
- ・全職員に冷感マスクを配分
- ・青森、八戸、弘前、五所川原、黒石、十和田、三沢、むつの8警察署にパルスオキシメータを配分し留置施設で活用
 - ※パルスオキシメータ：動脈血の経皮的酸素飽和度（SpO₂）及び脈拍数を測定し、呼吸器不全や肺炎を疑う体調の把握に使用する機器。
- ・施設消毒等のため庁舎が使用不能となった場合の代替窓口用としてエアーテントの2張りを導入（合計3張り）
- ・警察本部、交通機動隊、18警察署に除菌脱臭機を配分し、取調べ室や相談室で活用
- ・免許試験受験者の集中期間における更新手続きとの密集防止のため、八戸・弘前自動車運転免許試験場において運転免許更新及び運転免許試験業務を曜日ごとに区分して実施（令和3年2月1日～4月30日）

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者の手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

（1）感染拡大の防止

感染症患者に対する医療措置や、濃厚接触者の把握及び健康観察等を適切に実施し、感染拡大の防止に向けて迅速かつ全力で対応する。

また、感染拡大を予防するソーシャルディスタンシングなど「新しい生活様式」の定着を図る。

（2）適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかりと把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切

に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

令和3年2月5日
青森県健康福祉部

新型コロナウイルス感染症について

○ 県内の状況

1 感染者の状況（2月4日 16時30分現在）

- ・これまでに判明した感染者 736名
- ・入院中の感染者 37名
- ・宿泊療養施設利用者 18名
- ・自宅療養者 2名

2 検査の状況（2月4日 16時30分現在）

13, 540件（陽性736件、陰性12, 804件）

3 相談センターの相談件数（2月3日現在）

35, 222件

4 新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数（2月3日現在）

12, 433件

令和3年2月4日
16:30現在
健 康 福祉 部

感染症患者の療養・検査状況

1 療養状況

人数	入院者数	宿泊療養者数	自宅療養者数	入院等調整者数	療養完了者数	死亡者	計
重症	1						1
中等症	9						9
その他	27	18	2	3	663	13	726
合計	37	18	2	3	663	13	736

※療養先が決まった患者は「入院等調整者数」には含めず、「入院者数」、「宿泊療養者数」、「自宅療養者数」のいずれかに計上

2 検査状況

	検査済み			検査中
	陽性	陰性	計	
10月12日まで	37	2,599	2,636	
10月12日以降	699	10,205	10,904	0
合計	736	12,804	13,540	

3 10月12日以降の感染症患者

(1) 感染経路等確認中

弘前保健所管内関連	青森市保健所管内関連	八戸市保健所管内関連	三戸地方保健所管内関連	上十三保健所管内関連	五所川原保健所管内関連	むつ保健所管内関連	合計
飲食店クラスター	その他						
1 系統	18 系統	18 系統	23 系統	5 系統	12 系統	6 系統	2 系統
186 人	107 人	140 人	100 人	26 人	45 人	22 人	3 人
							629 人

(2) 県外関連

弘前保健所管内関連	青森市保健所管内関連	八戸市保健所管内関連	上十三保健所管内関連	五所川原保健所管内関連	合計
10 系統	10 系統	6 系統	3 系統	2 系統	31 系統
25 人	25 人	8 人	3 人	9 人	70 人

令和3年2月5日
教 育 委 員 会

高等学校の新型コロナウイルス感染症クラスター発生への対応について

1 令和2年12月の事案

県立高等学校において、当該校の生徒及び教職員48名が感染したほか、このクラスターに関連して、他校の生徒を含む13名の感染が判明した。

2 1の事案発生を踏まえた対応

期 日	対 応
12月28日(月)	各学校において、感染防止対策が徹底されているか点検の上、冬季休業期間終了後の対策に万全を期すよう通知。
1月4日(月)	1月17日までの2週間、原則として県立学校の部活動に係る対外試合、合宿等の活動を禁止する旨通知。
1月5日(火)	不安を感じている生徒たちの心のケアのため、生徒あての教育長メッセージを送付。
1月29日(金)	県立学校及び私立学校を対象に臨時校長会議を開催し、「学校における感染症対策」についての健康福祉部の講話等を実施。

3 令和3年1月の事案

高等学校において、部活動に関連するクラスターが2件発生。関連も含めた感染者は、1件目の事案で52名、2件目の事案では6名となっている（2月4日現在）。

4 1及び3の事案発生を踏まえた対応

期 日	対 応
2月1日(月)	<u>当面の対応として2月28日までの間、部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等を原則禁止する旨通知。</u>
2月5日(金)	<u>学校において教育活動を実施する上で、感染防止を図るために留意事項について通知。</u>